

## 横浜市踊場公園子どもログハウス委員会要綱

### (設置)

第1条 横浜市踊場公園子どもログハウス指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、横浜市踊場公園子どもログハウス委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (目的)

第2条 委員会は、指定管理者が管理する横浜市踊場公園子どもログハウス(以下「子どもログハウス」という。)の管理運営に関して意見等を指定管理者に具申することにより、横浜市踊場公園子どもログハウス使用要綱(平成9年11月12日制定)第1条に定める利用目的の実現を目指すことを目的とする。

### (所掌事務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため次の事項について審議する。

- (1) 子どもログハウスの管理運営に関すること
  - (2) 子どもログハウスの利用者の意見・要望に関すること
  - (3) その他、目的の達成のために必要な事項
- 2 指定管理者は、委員会から前項に関する意見、要望があったときは、当該意見、要望を子どもログハウスの管理運営に反映させるよう努めるものとする。

### (組織)

第4条 委員会は、次の組織を代表する者等11名以内をもって組織する。

- (1) 地域団体
  - (2) 利用者
  - (3) その他公募による市民等指定管理者が必要と認めた者
- 2 委員会を構成する委員の氏名及び所属団体名は、公開とする。

### (委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補充選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期満了後の委員は、後任者が選出されるまで、その職務を行うものとする。

### (役員)

第6条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
- 2 役員は、委員の互選により選出する。
- 3 役員には、前条の規定を準用する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、年2回以上開催し、会長が召集するものとする。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 指定管理者は、委員会に出席し審議事項について意見を述べ又は説明するものとする。

4 指定管理者は、会議終了後10日以内に議事録を作成し、公開するものとする。

(庶務・会計)

第9条 委員会の庶務は、指定管理者が行うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、会長と協議して指定管理者が定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年5月15日から施行する。

2 横浜市踊場公園ログハウス運営委員会会則(平成3年1月23日制定)は、平成18年5月14日をもって廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成20年6月16日から施行する。